NITTAN

ご存じですか?

平成21年3月31日付 消防予第132号により

設置後15年を経過したら点検です

ガス系消火設備の容器弁の点検要領が改正になりました。

※設置後15年を経過した容器弁は、20年までに容器弁の安全性に関する機器点検を実施すること。

工場へ持ち帰り、点検を実施します。

ニッコリタンちゃん

不活性ガス消火設備等の点検要領の改正について

－平成21年3月31日 消防予第132号－

点検理由	改正内容	点検内容
・経年劣化による誤放出事故の防止 ・不作動の防止	・設置後15年を経過した容器弁は、20年までに安全性に関する機器点検を実施することになりました。	①外観点検 ④気密点検 ②構造･形状･寸法点検 ⑤安全装置等作動点検 ③耐圧点検 ⑥表示点検

工場へ持ち帰り、容器弁を新品に交換します

容器中のガスを回収 → 容器弁の取り外し → 容器の耐圧検査 → 新品の容器弁に交換 → ガス充填･シール貼付

検査・交換の場合

交換した容器弁には一般社団法人 日本消火装置工業会発行のシールを貼付します。

貯蔵容器ごと新品交換の場合

18～20年を過ぎた容器は、是非とも交換を!!

より高い安全性を確保するために、容器弁のみでなく貯蔵容器ごと、新品へ交換することを推奨します。

※検査･交換の場合より、運送･交換共に半分の手間で交換できます。(当社比)

*起動容器(1L、2L)については全て新品と交換します。

古い容器弁の中には既に製造中止となっているものがあります。その場合は新品に交換しますが、ガイドパイプ等もあわせて交換する場合があります。

該当設備一覧

設備	実施時期
二酸化炭素消火設備	2009年より実施
ハロン1301消火設備	2009年より実施
HFC-23消火設備	2011年より実施
窒素(N2)消火設備*	2013年より実施予定
HFC-227ea消火設備	2016年より実施予定
FK-5-1-12消火設備	2023年より実施予定

*当社製品の場合

⚠ 安全にお使いいただくために ご使用の前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

お問い合わせはこちらまで

ニッタン株式会社
〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)
http://www.nittan.com/

2012.11.ZK